

松山市告示 第384号

平成20年10月27日

松山市長 中村 時広

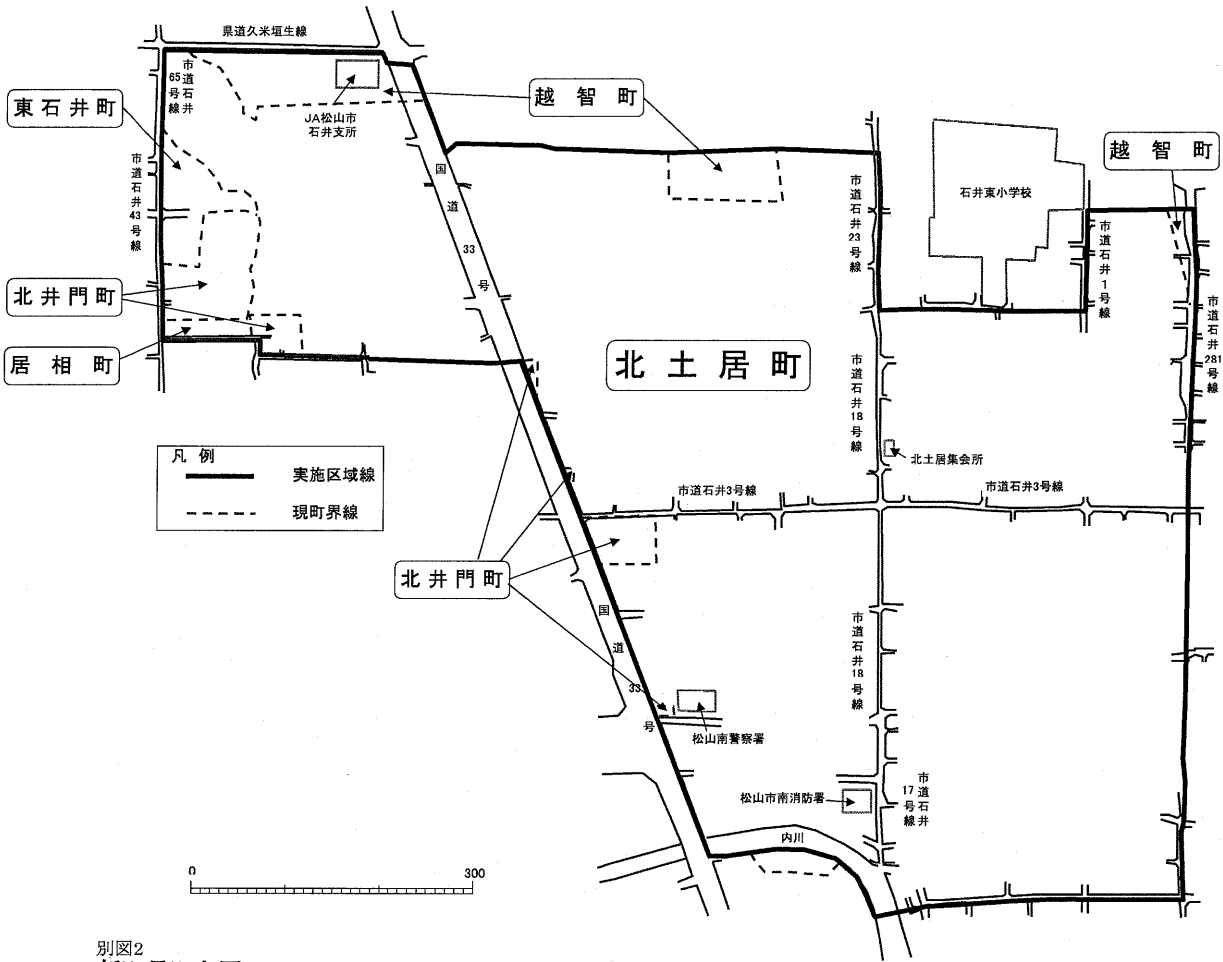


町の新設について（北土居地区）

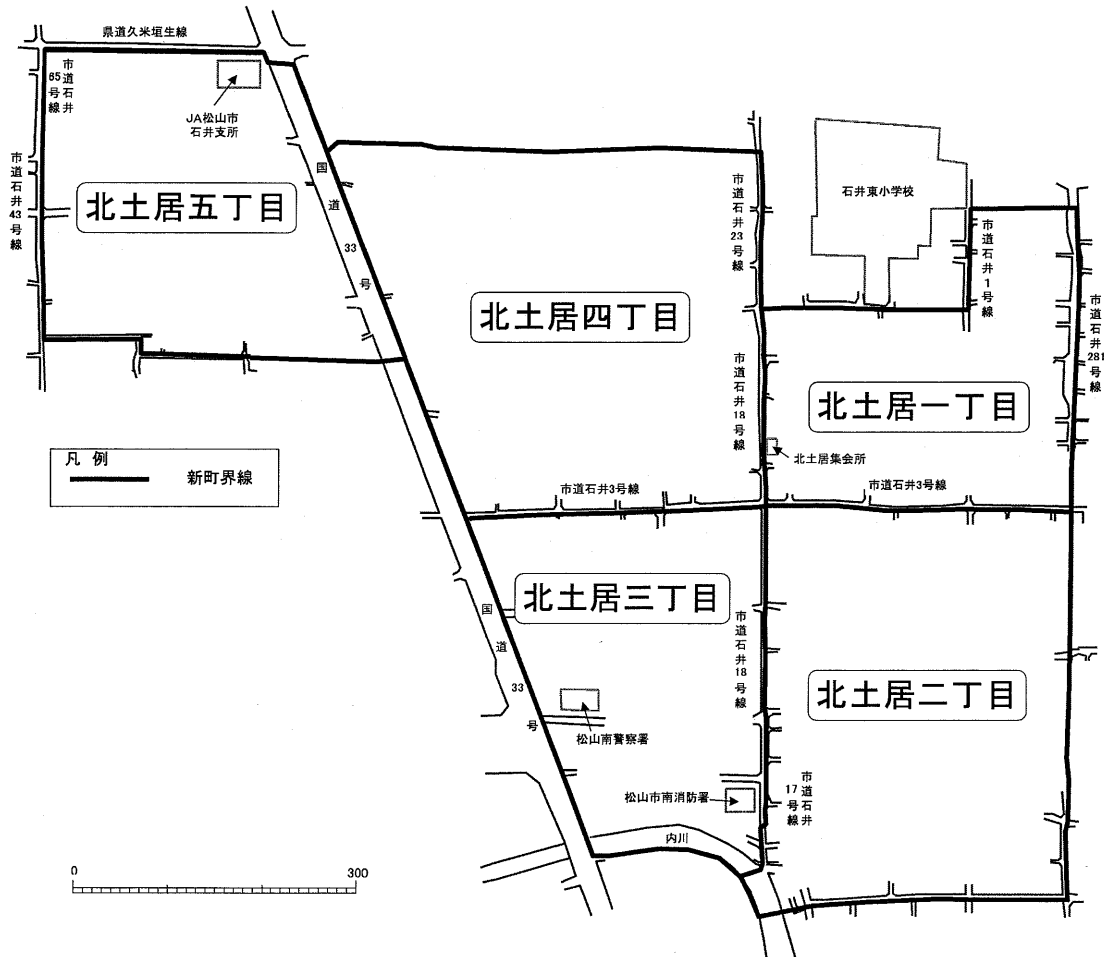
地方自治法第260条第1項の規定により、松山市長から別図1の区域をもって、別図2のとおり町の区域を新たに画するものとし、別表のとおり町の区域を表示する旨の届出があった。

この処分は、平成21年1月26日から効力を生ずる。

別図1  
実施区域及び現町界町名図



別図2  
新町界町名図  
(新町界は、別表のとおり)



別 表

新町の名称	新 町 の 区 域
北土居一丁目	<p>市道石井3号線の南側線、市道石井18号線の東側線、北土居町303の1の北側筆界線、北土居町302の1の北側筆界線、北土居町300の1の北側筆界線、北土居町298の北側筆界線、北土居町299の北側筆界線、北土居町119の6の北側筆界線、北土居町119の13の北側筆界線、北土居町119の1の北側筆界線、北土居町119の14の北側筆界線、北土居町121の8の北側筆界線、北土居町121の10の北側筆界線、北土居町122の6の北側筆界線、北土居町122の9の北側筆界線、北土居町123の1の北側筆界線、市道石井1号線の東側線、北土居町86の18、86の27、114の2、114の3及び118の1に隣接する道路である国有地の北側線、越智町1の1の北側筆界線、市道石井281号線の東側線、北土居町58の14に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の東側線、北土居町57の1に隣接する水路である国有地の東側線、北土居町57の1の東側及び南側筆界線、北土居町47の1に隣接する水路である国有地の東側線並びに北土居町47の1に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線で囲まれた区域</p>
北土居二丁目	<p>北土居町1の1及び3の1に隣接する道路である国有地の南側線、北土居町4の1に隣接する道路である国有地の南側線、北土居町196の2、197の2、197の3、197の13、197の17、197の18、197の20及び198の6に隣接する道路である国有地の南側線、北土居町208の1の南側及び西側筆界線、北土居町200の南側筆界線、北土居町201の1の南側筆界線、北土居町201の5の南側筆界線、北土居町203の南側筆界線、内川の南側線、北土居町205の1の西側筆界線、北土居町215の西側筆界線、北土居町217の西側筆界線、市道石井17号線の東側線、市道石井18号線の東側線、市道石井3号線の南側線、北土居町45の3の東側筆界線、北土居町45の9の東側筆界線、北土居町45の4の東側筆界線、北土居町45の5の東側筆界線、北土居町36の5の東側筆界線、北土居町36の2の東側筆界線、北土居町36の11の東側筆界線、北土居町36の19の東側筆界線、北土居町36の1の東側筆界線、北土居町35の3に隣接する水路である国有地の東側線、北土居町30の1から30の3までに隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線、北土居町27の4、27の9及び29の2に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線、北土居町28の2に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線、北土居町19の2の東側筆界線、北土居町18の1に隣接する水路である国有地の東側線、北土居町10の1、10の4及び10の10に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線並びに市道石井1号線の東側線で囲まれた区域</p>

北土居三丁目	内川の南側線、国道33号の東側線、市道石井3号線の南側線、市道石井18号線の東側線、市道石井17号線の東側線、北土居町398の2及び398の3に隣接する道路である国有地の東側線並びに北土居町403の1、403の10及び403の11に隣接する道路である国有地の東側線で囲まれた区域
北土居四丁目	市道石井3号線の南側線、国道33号の東側線、北土居町671の4の北側筆界線、北土居町671の1の北側筆界線、北土居町672の1の北側筆界線、北土居町671の3の北側筆界線、北土居町674の北側筆界線、北土居町677の8の北側筆界線、北土居町677の10の北側筆界線、北土居町682の3の北側筆界線、北土居町683の1の北側筆界線、北土居町687の1の北側筆界線、北土居町688の1の北側筆界線、北土居町692の1の北側筆界線、越智町141の2の北側筆界線、越智町141の3の北側筆界線、越智町141の4の北側筆界線、越智町140の6の北側筆界線、越智町139の北側筆界線、越智町138の1の北側筆界線、越智町138の2の北側筆界線、北土居町313の1の北側筆界線、北土居町313の2の北側筆界線、北土居町313の3の北側筆界線、北土居町313の5の北側筆界線、北土居町311の8の北側筆界線、北土居町311の5の北側筆界線、北土居町310の4の北側筆界線、市道石井23号線の東側線並びに市道石井18号線の東側線で囲まれた区域
北土居五丁目	北土居町564の5に隣接する道路である国有地の南側線、北土居町566の2の南側筆界線、北土居町566の4の南側筆界線、北土居町566の1の南側筆界線、北土居町566の5の南側筆界線、北土居町568の6の南側筆界線、北土居町568の5の南側筆界線、北土居町569の1の南側筆界線、北土居町570の6の南側筆界線、北土居町570の7の南側筆界線、北土居町571の5の南側筆界線、北土居町571の1の南側筆界線、北土居町571の9の南側筆界線、北土居町573の4の南側筆界線、北土居町573の7の南側筆界線、北土居町573の1の南側筆界線、北井門町97の5の南側筆界線、北井門町97の4の南側筆界線、北井門町97の1の南側筆界線、北井門町97の3の南側筆界線、北井門町97の2の南側及び西側筆界線、北井門町98の南側筆界線、居相町1の2の南側筆界線、居相町2の2の南側筆界線、居相町3の7の南側筆界線、市道石井43号線の東側線、市道石井65号線の東側線、県道久米垣生線の南側線並びに国道33号の東側線で囲まれた区域